

令和元年

赤平市議会第1回臨時会会議録（第1日）

5月14日（火曜日）午前10時05分 開会
午前11時40分 閉会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 選挙第 1号 議長の選挙について
- 日程第 5 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 会期決定の件
- 日程第 8 議案第 5号 赤平市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 9 選任第 1号 常任委員の選任について
- 日程第10 選任第 2号 議会運営委員の選任について
- 日程第11 選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 4号 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 5号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第14 選挙第 6号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第15 選挙第 7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程第16 選挙第 8号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第17 議案第 1号 専決処分の承認

を求めることについて（赤平市税条例等の一部改正について）

- 日程第18 議案第 2号 令和元年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第19 議案第 3号 令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第20 議案第 4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第 6号 議員の派遣について
- 日程第22 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 追加日程第1 調査第 1号 行政全般について
- 追加日程第2 調査第 2号 議会運営及び議長の諮問について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 選挙第 1号 議長の選挙について
- 日程第 5 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 会期決定の件
- 日程第 8 議案第 5号 赤平市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 9 選任第 1号 常任委員の選任について

日程第10	選任第 2号 議会運営委員の選任について	4番	伊藤新一君
		5番	北市勲君
日程第11	選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について	6番	木村恵君
		7番	鈴木明広君
日程第12	選挙第 4号 空知教育センター組合議会議員の選挙について	8番	竹村恵一君
		9番	御家瀬遵君
日程第13	選挙第 5号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について	10番	若山武信君

○欠席議員 0名

○説明員

日程第15	選挙第 7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について	市長	畠山渉君
		教育委員会教育長	多田豊君
日程第16	選挙第 8号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について	監査委員	早坂忠一君
		選挙管理委員会委員	壽崎光吉君
		農業委員会会長	中村英昭君
日程第17	議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例等の一部改正について）	副市長	伊藤嘉悦君
		総務課長	熊谷敦君
		企画課長	林伸樹君
日程第18	議案第 2号 令和元年度赤平市一般会計補正予算	財政課長	尾堂裕之君
		税務課長	田村裕明君
日程第19	議案第 3号 令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算	市民生活課長	町田秀一君
		社会福祉課長	野呂道洋君
日程第20	議案第 4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	介護健康推進課長	千葉睦君
		商工労政観光課長	磯貝直輝君
日程第21	議案第 6号 議員の派遣について	農政課長	若狭正君
		建設課長	高橋雅明君
日程第22	請願、陳情に関する閉会中審査の議決について	上下水道課長	亀谷貞行君
		会計管理者	蒲原英二君
追加日程第1	調査第 1号 行政全般について	あかびら市立病院事務長	永川郁郎君
追加日程第2	調査第 2号 議会運営及び議長との諮問について	教育委員会 学校教育課長	大橋一君
		" 社会教育課長	伊藤寿雄君
○出席議員 10名		監査事務局長	中西智彦君
	1番 東成一君	選挙管理委員会事務局長	梶哲也君
	2番 安藤繁君		
	3番 五十嵐美知君		

農業委員会
事務局 長 若 狹 正 君

○本会議事務従事者

議 会 事務局 長 井 波 雅 彦 君
" 総務議事 安 原 敬 二 君
係 長
" 総務議事 笹 木 芳 恵 君
担当主査

(午前10時05分 開 会)

○臨時議長（北市勲君） これより、令和元年赤平市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○臨時議長（北市勲君） 初議会に当たりまして、市長よりご挨拶があります。畠山市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 本日ここに改選後初の令和元年赤平市議会第1回臨時会が開催されるに当たりまして、議員の皆様方には全員のご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、去る4月21日執行の赤平市議会議員選挙におきまして市民の皆様から力強いご支持と厚い信頼により見事当選の栄に浴されましたことに心からお喜びとお祝いを申し上げる次第でございます。

我が国の自治制度は、一元的な代表制による国政の仕組みと異なり、首長と議会を別個に住民が直接選挙するという二元的な代表制をとっております。この2つの公選職は、いわば車の両輪として例えられる議会と執行機関としてそれぞれの立場から議論を尽くし、ともに歩みを進めていかなければならないと考えられております。これからの4年間、住民福祉の向上に向け格別のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、私もこのたびの赤平市長選挙におきまして市民の皆様からご支援をいただき、市政の先頭に立たせていただくこととなりました。任重くして道遠し、昔から余りにも言い古された言葉ですが、今私はこの言葉を痛いほど身にしみて感じております。重さに耐えられるか、遠さにへこたれないか不安はありますが、市民皆様のご期待に応え、この言葉を戒めとして、ただいまの気持ちを忘れることなく努力してまいりたいと思います。

私は、今後4年間の市政運営として市民との対話を交えた政策決定プロセスの確立について大きく2点を訴えてまいりました。1つ目は、赤平版世論調査となる市民アンケートの実施でございます。いかなる政策であっても、その立案作業の出発点は現況

の調査であります。その社会において営まれている住民の生活実態を把握することなくして役に立つ政策は生まれてこないのみならず、かえって住民をミスリードするような政策を生むことにもなりかねないのであります。政策とは空想や理念によって生まれるものではなく、社会の実態を把握し、これを正しく認識してこそ地に足のついた政策が生まれると考えております。行政活動の目標は住民福祉の向上に置かれていることは言うまでもございませんが、現状の改善を意図するという方針である以上、現状を踏まえ、どのような手段、方法でその目標を達成しようとするかを考えるためにはまず第一に現在の状態がどのようになっているのかを知ることが必要であるからなのであります。

2つ目は、事業の決定過程の透明化でございます。事業が正式決定されるまでの過程で事業の具体的な内容や見積もりなどの行政情報が市民に提供されることは、これまでほとんどなかったと思います。確かに行政部内において事前に専門の見地から検討を行うことは、事業執行の合理性や効率化を高める上で必要なプロセスでございます。しかし、その事業が本当に地域にとって必要なのか、その事業規模が人口規模や住民の負担に照らして適正なのか、長期的に高い利用度が見込まれるのか、ほかに代替案はあるのかといった情報は、むしろ事前に積極的に市民に提供し、市民の視点で吟味したほうが望ましいと考えております。変に隠すと、かえって市民と行政との信頼関係を損なうことになるからであります。市民が情報公開制度を利用して行政に情報の公開を求めていくということも重要ではございますが、むしろ行政の側から積極的に市民に情報を提供し、市民とともに公共事業の進め方を考えていくというのが本来のあるべき姿であると考えております。

以上、大きく2点の市政運営の考え方を申し上げましたが、私は地域に暮らし、活動している人々が私人としての営みを超えて発生する共通の諸問題のうち自分たちの負担と責任において共同処理しよう

としても手に余る規模と性質を持った問題を自分たちが選んだ機関に解決してもらい、その機関が地方政府としての自治体であると考えております。中央政府について国民主権と言われるように、地方政府では住民主権が出発点でございます。この住民主権の原則が現実の意味のある住民の行動として具現化されるためには、政策決定過程において住民参加が保障されなければならないと考えられます。さらに、この住民参加の保障を要件として存立する以上、その政策や活動は住民のため、すなわち住民福祉の原則と呼ぶことができると思います。

以上のような住民主権、住民参加、住民福祉の諸原則はいわば三位一体となって、分かちがたく、結びついて、民主的自治の原理を構成していると考えており、その実現に向け全力で取り組んでまいり覚悟でございます。

最後になりますが、令和という新しい時代、これからの4年間、議員皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、またなお一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（北市勲君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、お手元に配付の仮議席表のとおり指定いたします。

○臨時議長（北市勲君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、臨時議長において、1番東議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○臨時議長（北市勲君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（井波雅彦君） 報告いたします。
諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事

件は4件であります。

議会が行う選挙は8件、また議会が行う選任は2件であります。

議員から送付を受けた事件は2件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○臨時議長（北市勲君） 日程第4 選挙第1号議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に若山議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名いたしました若山議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました若山議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました若山議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の

規定により告知をいたします。

議長に当選されました若山議員からご挨拶があります。若山議員、ご登壇の上、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（若山武信君）〔登壇〕令和元年第1回臨時会の議場における各議員、参与席並びに傍聴席においでの皆様、ご苦勞さまでございます。ただいま議長に推薦、決定いただきました若山武信でございます。議長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

私が議長に選出されましたことはまことに身に余る光榮であり、平成から令和へと元号がかわった初めての議長でもあり、本当に身の引き締まる思いでございますとともに、推薦いただきました議員各皆様に深く感謝を申し上げます。この先、議員各位並びに参与席皆様のご協力をいただきながら、私に与えられました任務をしっかりと果たしてまいる所存でございますので、よろしくをお願いいたします。

まずは、畠山市長の誕生、おめでとうございます。無名の新人ながら、真面目で誠実な人柄が買われ、大変多くの市民からの信任を得られたわけでございます。公約に沿って期待どおりに頑張ってください。

現在本市にとっての最重要課題は、人口減少に伴う人口の流出対策であり、人材確保対策であります。人口減少は、地域経済を疲弊させるだけでなく、その対策を誤ると将来的にまちの崩壊につながりかねません。本市において若者が定着できるような環境整備が急務であり、30代、40代の若い世代を本市にどうつなぎとめることができるかにかかってくることではないでしょうか。なすべきことは子育て支援策の充実であり、心の通った支援体制の確立が急がれるわけで、企業と行政の連携による安定職場の確保など総合的な雇用体制の充実を図ることにあるかと思えます。また、一方で超高齢化社会における高齢者対策が必要であります。特殊詐欺を初め各種犯罪に巻き込まれることがないようセーフティーネットワーク等の充実にも努めるなどお年寄りに安全、安心な生活環境の中、最後まで豊かな人生を送って

いただくことが大切であります。本市にはほかにも医療、福祉、教育など各分野に課題が山積しておりますが、これらの問題解決に当たり今後議会の果たす役割には大きいものがございます。このたびの改選により新人が3名加わりました。物の考え方もそれぞれ違うかと思いますが、全員が力を合わせ、議会一丸となって赤平市のために頑張ってもらいたいと思います。

いずれにしても、赤平市が明るく住みよいまちづくり、住んでいてよかったと思われるまちづくりをなし遂げるために、その施策には行政、議会、市民がそれぞれの立場で知恵を出し合い、全力で取り組まなければならないところがございます。

最後に、議会改革についてであります。これまで随所で議会改革が進められてまいりましたが、市民がより納得のいく議会運営とするためにこれからも引き続き改革の推進を図る必要がありますので、議員各位のご協力を心よりお願いし、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（北市勲君）以上で臨時議長の職務を終わらせていただきます。

若山議長、議長席にお着きください。

（議長交代）

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時24分 再開）

○議長（若山武信君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第5 選挙第2号副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。副議長に竹村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました竹村議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹村議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹村議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました竹村議員からご挨拶がございます。竹村議員、登壇の上、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（竹村恵一君）〔登壇〕ただいま議員の皆様より副議長へのご推挙をいただき、身に余る光栄とともに、心から感謝申し上げます。また、このような重責を任せていただき、この場に立たせていただけていることに改めて責任の重さの再認識をいたしております。当市の副議長職は、議会改革の先頭を歩むこととなっております。議会改革を始めてからの歴代の副議長たちの歩みをとめず、時代に合った市民に寄り添える開かれた議会を目指し、議員や議会が市民の方に理解されるよう議員の皆様とも意見を交わし、進めていきたいと思っております。

また、当市は財政危機に陥ると言われ10年以上がたち、市全体で乗り越えてきた今、赤平市も少しずつ財政面にも見通しを持てる状況になってきました。そんな中、時代は平成から令和と移り変わり、日本全体が新たな気持ちで進んでいこうと感じられ

る風潮があります。しかし、地方自治体が抱える問題はまだまだ変わらず、赤平市においても人口減少、少子化や高齢者施策の充実、未使用公共施設の対応、そしてライフラインの安心確保、減災対策など挙げ切れないぐらい対応が必要なものがあります。それに対応するべくことしは新たな第6次の赤平市総合計画が策定準備に入る年になります。今回新人議員も3名入り、市議会議員10名でいろいろな角度からしっかり赤平市の未来を見据えた活動ができるよう、微力な私ではありますが、若山議長を支えながら議員皆様と赤平市民の方々とともに進んでいくために邁進していきたいと思っております。

結びに当たり、市民から受けた負託にしっかり応えていける市議会を築けるよう今後も勉強し、努力を重ねますので、変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山武信君） 日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席については、お手元に配付の議席表のとおり指定をいたします。

なお、ただいま指定した議席の適用については、次期の議会からといたします。

○議長（若山武信君） 日程第7 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。暫時休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時32分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第8 議案第5号赤平市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤議員。

○4番（伊藤新一君）〔登壇〕 議案第5号赤平市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきまして、赤平市議会会議規則第14条の規定により、多数賛成者の署名を付してご提案申し上げます。

第3条第2項、議会運営委員会委員の定数を6名から8名に改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和元年5月14日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時37分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第9 選任第1号常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、北市議員、御家瀬議員、竹村議員、安藤議員、伊藤議員、東議員、木村議員、五十嵐議員、鈴木議員、以上9人を行政常任委員に指名いたします。

○議長（若山武信君） 日程第10 選任第2号議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、北市議員、御家瀬議員、安藤議員、伊藤議員、東議員、木村議員、五十嵐議員、鈴木議員、以上8人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第11 選挙第3号中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に御家瀬議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました御家瀬議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました御家瀬議員が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました御家瀬議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長（若山武信君） 日程第12 選挙第4号空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。空知教育センター組合議会議員に木村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました木村議員を空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました木村議員が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま空知教育センター組合議会議員に当選されました木村議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長（若山武信君） 日程第13 選挙第5号石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。石狩川流域下水道組合議会議員に竹村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました竹村議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹村議員が石

狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました竹村議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長（若山武信君） 日程第14 選挙第6号中空知衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。中空知衛生施設組合議会議員に竹村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました竹村議員を中空知衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹村議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま中空知衛生施設組合議会議員に当選されました竹村議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長（若山武信君） 日程第15 選挙第7号中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいた

したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に若山議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました若山議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました若山議員が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました若山議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長（若山武信君） 日程第16 選挙第8号滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

滝川地区広域消防事務組合議会議員に北市議員、東議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました北市議員、東議員を滝川地区広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました北市議員、東議員が滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました北市議員、東議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長(若山武信君) 日程第17 議案第1号専決処分の承認を求めることについて(赤平市税条例等の一部改正について)を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第1号専決処分承認を求めることについて、赤平市税条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことから、赤平市税条例及び赤平市税条例等の一部を改正する条例の一部改正が必要になり、平成31年3月29日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分書。

赤平市税条例等の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する

時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

本市の条例改正に係る地方税法の主な改正内容といたしましては、個人所得課税における住宅借入金等特別税額控除に係る控除期間の拡充、軽自動車税の税率の特例についての規定の新設、法人の市民税における内国法人の電子情報処理組織による申告の規定の創設などでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

まず、第1条関係による改正でございますが、1ページから8ページをご参照願います。赤平市税条例の一部改正でございますが、第34条の7は寄附金税額控除の規定において特例控除額の措置対象をふるさと納税に係る寄附金のみとする法改正が行われたことに伴い、当該改正箇所を引用している第1項及び第2項の字句を改めたものです。

附則第7条の3の2は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について定めたものでございますが、第1項は特定取得をした場合の控除期間が平成45年度まで延長されたことから、字句を改め、第2項は申告要件が廃止されたことにより項を削除し、第3項を1項繰り上げて第2項とし、字句を改めたものです。

附則第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特別控除額の特例についての規定でございますが、改正法においてふるさと納税に係る項が追加されたことにより当該引用箇所の字句を改めたものです。

附則第9条は、個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等を定めたものでございますが、第1項はふるさと納税を行った者が特例控除を受ける場合の申告特例通知書について定め、第2項は申告特例通知書の内容に変更があった場合の届け出を規定し、第3項では申告特例通知書の送付業務を都道府県知事等が行うこととするなど法改正に伴う所要の整備を行ったものです。

附則第9条の2につきましては、申告特例通知書

が送付された納税義務者に係る申告特例控除額の適用の規定を整備したものです。

附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例に対する乗率をわがまち特例として定めておりますが、条中に引用している地方税法の附則第15条の改正に伴い、第5項から第26項まで字句を改めたものです。

附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めておりますが、改正法により新たに高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定が設けられたことから、第5項の次に第6項を追加し、次項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、それぞれ引用する条項を改めたものです。

9ページから14ページをご参照願います。附則第10条の4は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を定めた法規定の新設に伴い条を追加したものでございますが、第1項は特例の適用に係る申告書の記載要領について、第2項は前項特例対象者について住宅用地の申告の規定をしないことを定め、第3項では特定被災共用地に係る案分の申出書の提出について規定し、第4項は特定被災共用地とみなされた特定仮換地等に係る固定資産税額の案分の申し出についての読みかえ規定を設けたものです。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例について定めたものですが、第1項は重課の規定を平成31年度分に限ったものとするため字句を改め、平成29年度の軽課を定めた第2項から第4項を削除し、第5項から第7項を3項ずつ繰り上げ、各項においてそれぞれ3輪以上の軽自動車の燃費性能等別に平成31年度の軽課の基準を定めた表を追加するものです。

附則第16条の2につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定したものでございますが、前条において項を削除したことにより引用する項を改めたものです。

附則第18条の2から第18条の5につきましては、都市計画税についての税率をわがまち特例として条例で定めているものでございますが、条中に引用している地方税法の附則第15条の改正に伴い字句を改めたものです。

附則第18条の16は、地方税法において固定資産税等の課税標準の特例の規定がある場合の読みかえについて定めておりますが、前条と同様字句を改めたものです。

次に、第2条関係による改正でございますが、15ページをご参照願います。平成28年一部改正条例の一部改正でございますが、附則第15条の6につきましては軽自動車税の環境性能割の税率の特例を定めたもので、第2項は法改正に伴い引用箇所の字句を追加し、平成31年度分に限ったものとした軽自動車税にける重課の規定を平成32年度分以降について整備したものです。

次に、第3条関係による改正でございますが、16ページから19ページをご参照願います。平成30年一部改正条例の一部改正でございますが、第1条は法人の市民税の申告納付を定める第48条において改正法による法人の電子申告の規定が創設されたことから、項の追加と字句の加除など所要の整備を行ったものです。

第10項及び第12項は、法改正に基づき字句を整理したもので、第13項は電気通信回線の故障等により電子申告ができない場合の規定を、第14項は第13項に係る申告書の規定を、第15項は第13項に係る申請の取り消しの規定を、第16項は第15項により届け出書が提出されなかった場合の規定を、第17項は電子申告は困難として届け出されたものが却下された場合の規定をそれぞれ追加したものです。

附則第1条は施行期日でございますが、新条例を公布の日から施行することとし、第5号につきましては第48条において規定が追加されたことにより参照項目に係る字句を改めたものです。

附則第2条は、市民税に係る経過措置でございますが、第3項の規定中引用する第48条において項が

追加されたことにより当該引用部分の字句を改めたものです。

最後に、19ページから21ページをご参照願います。本改正条例の附則でございますが、第1条は新条例の施行期日を平成31年4月1日からとし、このうち特例控除額の措置対象に係る改正規定、寄附金税額控除における特別控除額の特例規定、個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の規定、申告特例通知書に係るみなし適用規定、市民税に関する経過措置のうち特例控除対象寄附金に係る規定については、平成31年6月1日から施行することとしたものです。

第2条につきましては、市民税に関する経過措置でございますが、第1項は新条例における個人の市民税に関する部分は原則平成31年度分以降の分から適用することとしており、別段の定めとして、第2項において特例控除額の措置対象に係るもの、寄附金税額控除における特別控除額の特例に係るもの、申告特例控除額の適用に係るものについては、平成32年度以後の分から適用することとしたもので、第3項は寄附金税額控除に係る改正と申告特例通知書に係るみなし適用について平成32年度分の読みかえを規定しており、第4項は申告特例対象寄附者に関する規定について改正法の施行時に適用することを定めたものです。

第3条につきましては新条例における固定資産税に関する適用年度について規定しており、第4条は新条例における軽自動車税に関する規定の適用年度について、第5条は新条例における都市計画税に関する規定の適用年度について定めており、同条第2項は附則第18条の16の規定で引用する所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が施行されるまでの間の読みかえについて規定したものです。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号について採決をいたします。本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（若山武信君） 日程第18 議案第2号令和元年度赤平市一般会計補正予算、日程第19 議案第3号令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君）〔登壇〕 議案第2号令和元年度赤平市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ20万2,000円を追加し、予算の総額を88億5,451万8,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをお願いいたします。歳出ですが、12款1項7目介護保険特別会計繰出金20万2,000円の増額は、介護保険システム改修に係る費用の市負担分を計上するもので、本補正の歳入として

4ページの18款1項1目財政調整基金繰入金を同額増額するものです。

続きまして、議案第3号令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ60万5,000円を追加し、予算の総額を14億7,845万4,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目一般管理費60万5,000円の増額は、データ標準レイアウト改版で追加及び変更があった特定個人情報項目について介護保険システムの改修を行うため、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料を計上するもので、その財源として4ページの2款2項4目介護保険事業費補助金40万3,000円、5款1項1目一般会計繰入金20万2,000円をそれぞれ増額するものです。

なお、介護保険システム改修につきましては、本年5月末日までにその改修を完了することが国庫補助の対象要件であるため、本議会での提案とさせていただきます。

以上、議案第2号及び第3号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号、第3号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、第3号については、委員会

の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号、第3号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（若山武信君） 日程第20 議案第4号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案については、地方自治法第117条の規定により、五十嵐議員の退席を求めます。

（五十嵐議員退席）

○議長（若山武信君） 本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第4号監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市監査委員に議会議員のうちから五十嵐美知氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

五十嵐美知氏は、昭和23年9月14日生まれでございます。住所は赤平市宮下町2丁目1番地12でございます。氏は、平成7年初当選以来、社会経済常任委員会委員長等の要職や監査委員、農業委員会委員、国民健康保険運営協議会会長、さらには副議長の職を歴任され、その識見の高さは監査委員として適任と考えますので、選任につきご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

(五十嵐議員入場)

○議長(若山武信君) 日程第21 議案第6号議員の派遣についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前11時34分 休憩)

(午前11時36分 再開)

○議長(若山武信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(若山武信君) お諮りいたします。

ただいま伊藤議員外7人から調査第1号、調査第2号の2件の案件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、調査第1号、調査第2号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長(若山武信君) 追加日程第1 調査第1号行政全般についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。伊藤議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。調査第1号については、行政常任委員会に付託の上、閉会中の審査とすることにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、調査第1号については行政常任委員会に付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

○議長(若山武信君) 追加日程第2 調査第2号 議会運営及び議長の諮問についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。伊藤議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。調査第2号については、議会運営委員会に付託の上、閉会中の審査とすることにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、調査第2号については議会運営委員会に付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第22 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、

陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長(若山武信君) この際、ご報告いたします。

常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長が選出されましたので、お知らせいたします。

行政常任委員長に御家瀬議員、副委員長に木村議員、議会運営委員長に伊藤議員、副委員長に安藤議員、以上のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

○議長(若山武信君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年赤平市議会第1回臨時会を閉会いたします。

(午前11時40分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議長

署名議員（ 番）

署名議員（ 番）